

雇用・人材育成

厳しい雇用情勢が続いていることを踏まえ、新卒者の就職支援、企業の雇用維持努力への支援等を進めるとともに、成長分野を中心とした雇用創造・人材育成を図る。

< 具体的な施策 >

- (1) 新卒者・若年者支援の強化
- (2) 雇用調整助成金等による雇用下支えと生活支援
- (3) 雇用創造・人材育成

新卒者就活応援プログラム(仮称)の実施

採用意欲はあるものの、コスト負担や教育してもすぐ辞めてしまうリスクをおそれ、採用には踏み切れない中小企業を重点的に支援することにより、求人確保しマッチングを促進するとともに、中小企業による人材育成を進めるため、「新卒者就活応援プログラム」を実施する。

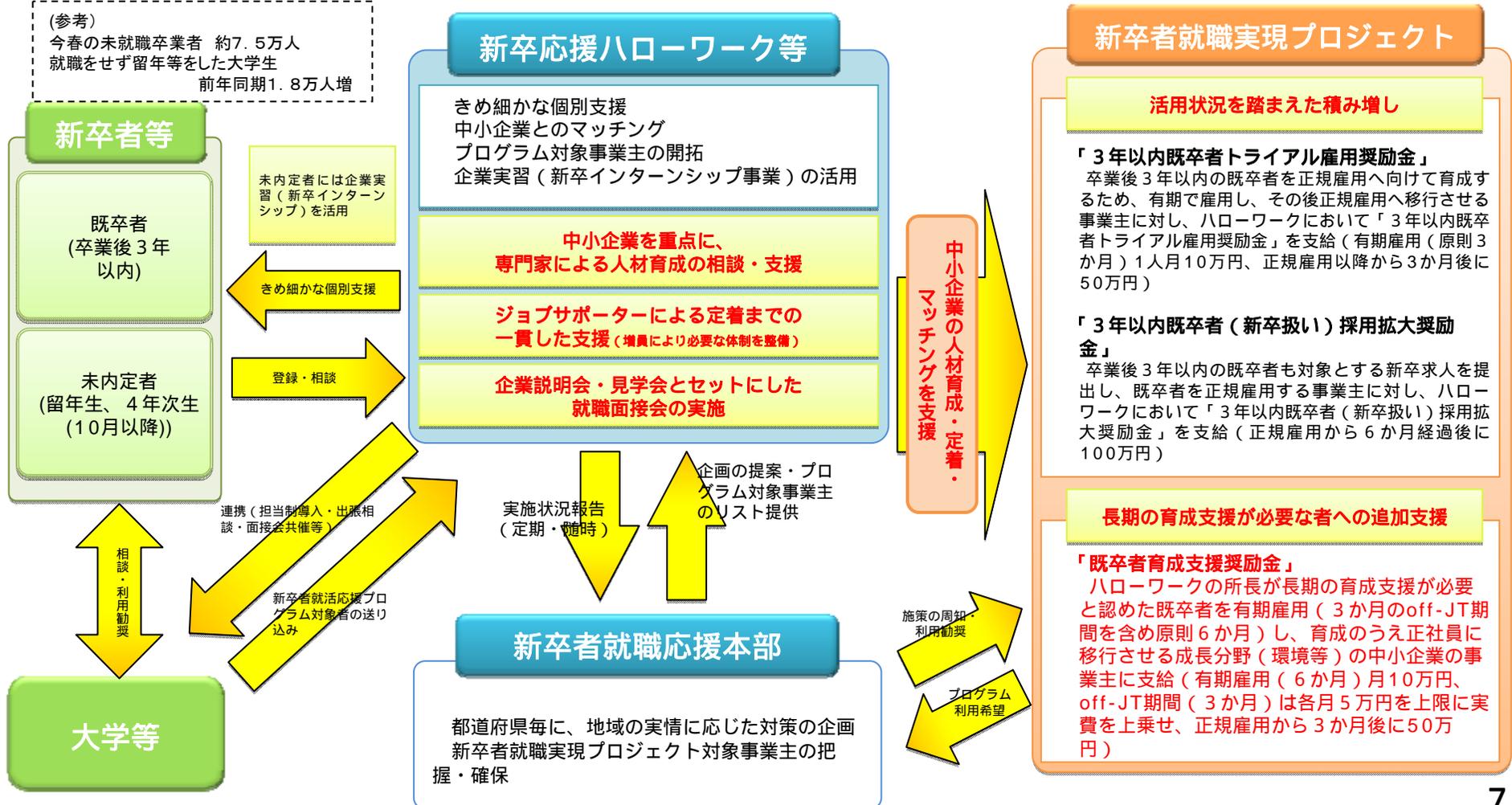
(取組内容)

- 人材育成についてのノウハウがない中小企業に対する専門家による相談・支援
- ジョブサポーターによる定着までの一貫した支援
- 既卒者が中小企業の具体的な業務内容をイメージした上で応募できるよう、企業説明会・見学会とセットにした就職面接会の開催
- 長期間の育成が必要な既卒者を雇用・育成する事業主への支援

さらに、「新卒者就職実現プロジェクト」については、平成23年度末までに延長するとともに、想定以上に活用される見込みであるため、必要な積み増しを行う。

(参考)

今春の未就職卒業生 約7.5万人
就職をせず留年等をした大学生
前年同期1.8万人増



雇用調整助成金の要件緩和

雇用調整助成金の支給要件(一般的要件)

最近3か月の生産量がさらにその直前の3か月又は前年同期と比べて原則5%以上減少

昨年12月から実施している要件緩和(期限付措置)

リーマンショック後の生産の回復の遅れを踏まえ、赤字の企業については、上記の要件に加え、最近3か月の生産量が前々年同期と比較して10%以上減少していれば、助成金の対象とする【中小企業については平成22年12月1日、大企業については平成22年12月13日まで】

問題点

上記の要件緩和については、本年12月をもって終了するが、今回の急速な円高の進行の影響により、生産の回復が遅れる企業が発生することが見込まれる。

今回の要件緩和

本年12月から1年間に限り、以下のいずれにも該当する場合についても、雇用調整助成金の対象とする。

- ・ 円高の影響により生産量が減少
- ・ 直近3か月の生産量が3年前の同時期に比べ15%以上減少
- ・ 直近の決算等の経常損益が赤字

重点分野雇用創造事業の拡充

事業概要

雇用失業情勢が厳しい中で、成長分野として期待されている分野(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用)における新たな雇用機会を創出するとともに、各都道府県に造成した基金を活用し、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施。

拡充内容

- 事業費を積み増した上で、実施期間を平成23年度(一部24年度)まで延長。
- 事業の実施に当たり、介護分野を始めとした成長分野における雇用創出の更なる推進を図るとともに、地域において今後の成長が見込まれる分野での雇用創出を拡充。

◇ 介護分野における雇用創出・人材育成の充実

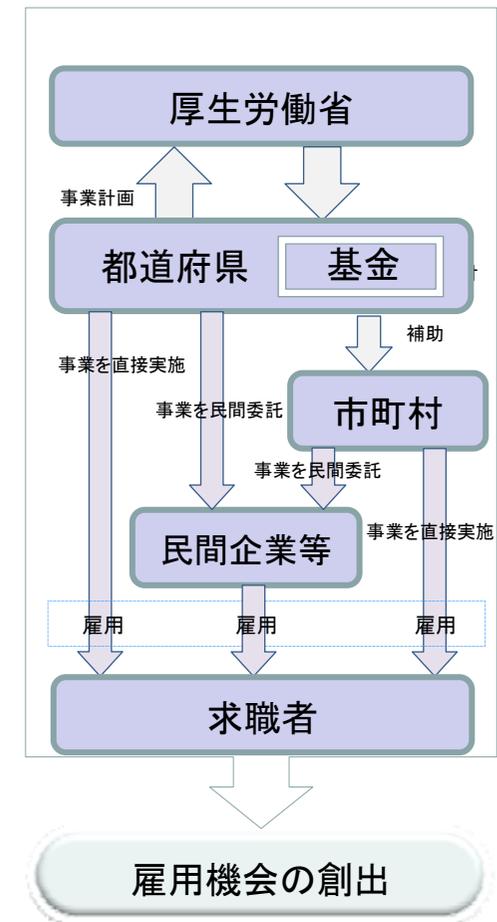
- ・ 「介護雇用プログラム」について、介護福祉士の資格取得を目指す事業を拡充。
- ・ 現任介護職員等が外部の研修受講時に代替職員を配置する事業や、介護関係の有資格者であっても実務経験がない者を雇用して実務経験を付与する事業等、介護分野の事業を推進。

◇ 地域の状況に応じた雇用創出の推進

- ・ 雇用創出を図る事業について、既存の重点分野(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用)に加え、成長分野を支える基盤として教育・研究を追加するとともに、地域の成長分野としてニーズが高い分野を各都道府県が追加設定。

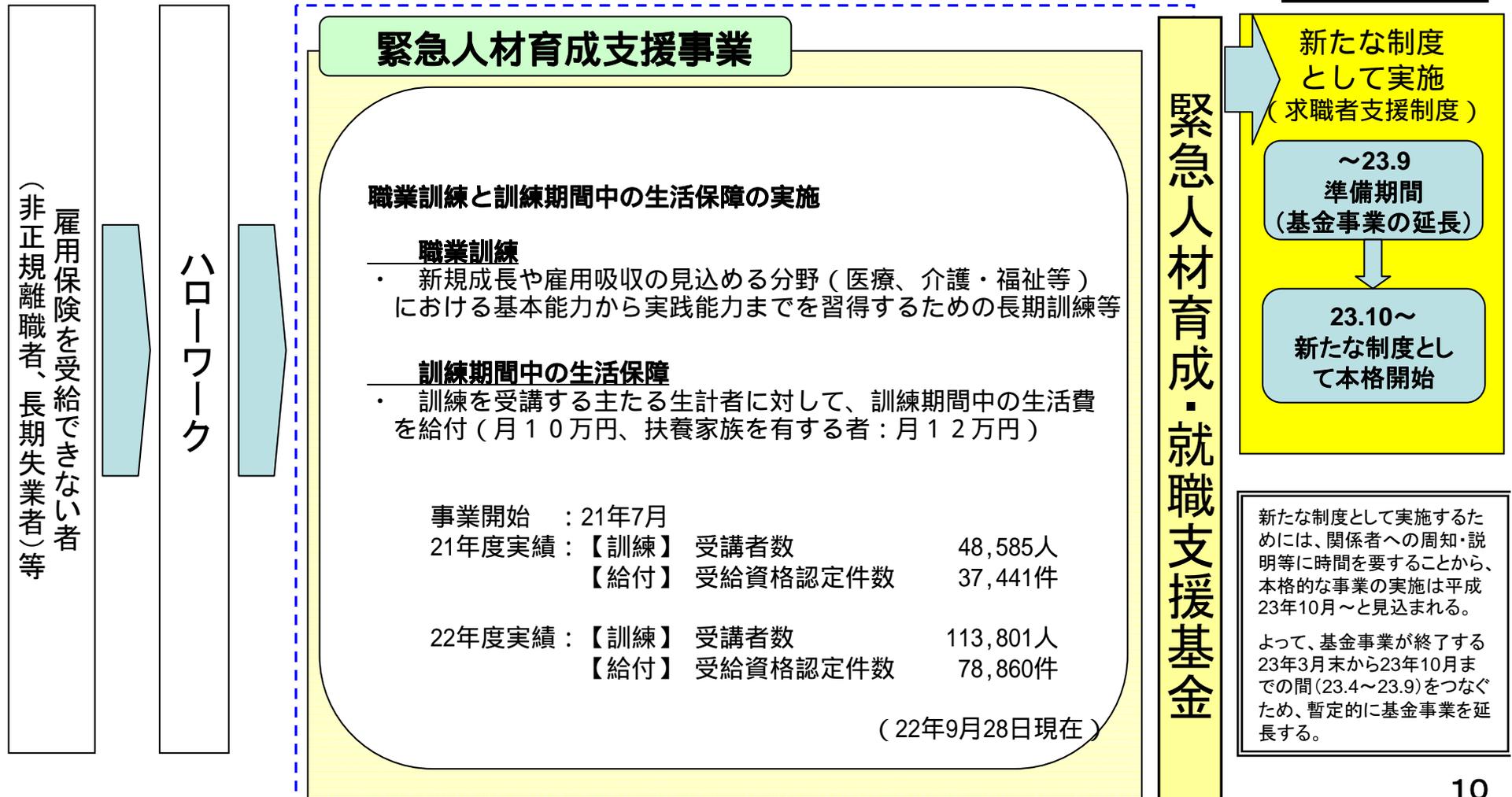
【参考】 現行の重点分野雇用創造事業

- ・ 雇用情勢が厳しい中で、地域における雇用創出のために各都道府県に造成した基金を活用し、介護、医療、農林、環境等成長分野での雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成。
- ・ 働きながら介護福祉士やホームヘルパーの資格を取得できる「介護雇用プログラム」を実施
- ・ 事業規模: 2,500億円(一般会計、21年度2次補正1,500億、22年度予備費1,000億、22年度末まで)
- ・ 実施主体: 地方公共団体から民間企業、NPO、社会福祉法人等に委託又は地方公共団体が直接実施
- ・ 雇用期間: 1年以内
- ・ 雇用創出数: 21年度実績497人、22年度計画数59,046人(22年9月10日時点)



緊急人材育成支援事業の延長

- 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練及び訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付」を内容として実施している「緊急人材育成支援事業」(21年度～22年度)を半年延長。



成長分野等人材育成支援事業の実施

趣旨

新成長戦略に掲げる成長分野のうち、雇用創出効果が高い健康、環境分野の産業に従事している労働者や雇入れた労働者に対する能力開発を重点的かつ加速的に支援することにより、当該労働者の定着を図りつつ、当該産業全体の生産性を高めて処遇改善の基盤を作るとともに、さらに新たな雇用に結びつけていく。

【事業内容】

1. 支給対象:

健康、環境分野及び関連するものづくり分野において、期間の定めなく労働者を雇い入れ又は異分野から配置転換させ、当該労働者に対して職業訓練(Off-JT)を実施した事業主。

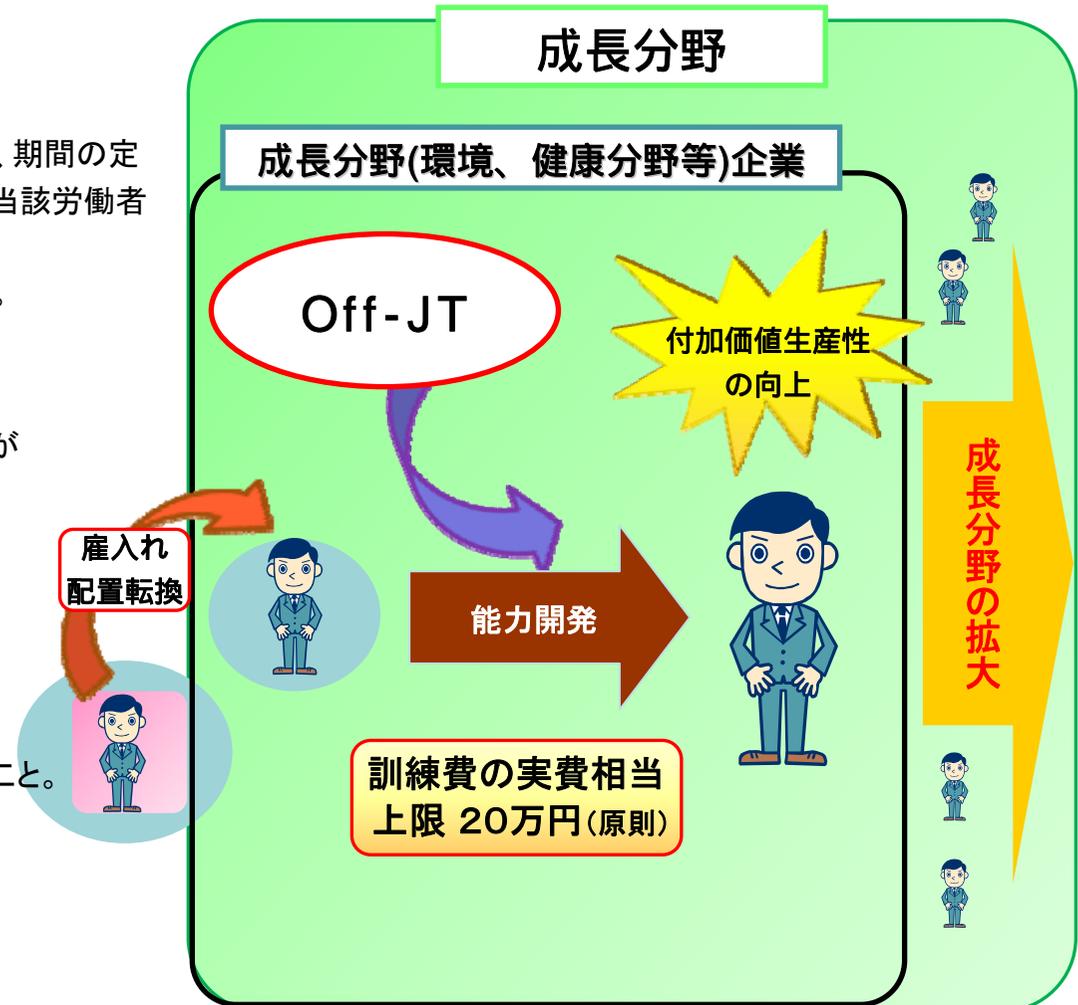
※支給申請前5年以内に雇い入れされた労働者も対象。

2. 支給要件: 以下全てを満たすものとする。

- ① 新成長戦略の成長分野のうち、特に雇用創出効果が高い健康、環境分野及び関連するものづくり分野の事業を行うものであること。
- ② 雇い入れ又は異分野から配置転換した労働者がいること。
- ③ OFF-JTを含む職業訓練計画(原則1年間)を作成すること。
- ④ 職業訓練実施期間に労働者の解雇等をしていないこと。

3. 支給額:

訓練費の実費相当を支給。原則20万円が上限。



「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備

国民の積極的な「公」への参加による、公的サービスの無駄のない供給に向け、NPO等が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となるよう、環境整備を進める。

事業のイメージ(2年間で実施)

(1) 「新しい公共」の活動の阻害要因となっている問題の根本的解決に向けた取組

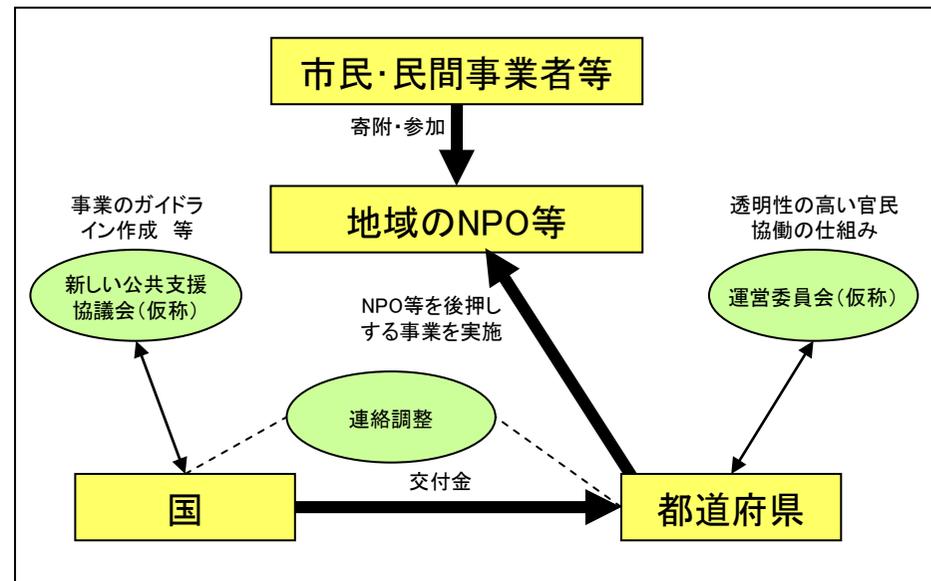
行政機関から業務委託を受ける際のNPO等の「つなぎ融資」の負担の解決に向けた取組

地域金融からの融資利用の促進に向けた取組

NPO等の活動基盤に対する支援の取組
(財務諸表の作成、協働相手とのネットワーク作り、事業内容のPR手法の指導等に関するノウハウの共有等)

寄附募集の環境整備(ノウハウの共有等)

(2) これまで行政が独占してきた公的事業の担い手をNPO等にかけていく取組等、「新しい公共」の趣旨に沿ったモデル事業の推進と評価



目指す効果

- ◆「新しい公共」の活動の阻害要因の根本的解決
- ◆政府に依存しないNPO等の自立的な活動による公的サービスの無駄のない供給
- ◆地域における雇用や参加の場の拡大